

令和1年10月24日

# 労働行政にかかると「働き方改革実行計画」の実施状況

- 1 働き方改革実行計画の山形県内での実施状況を整理したもの(労働行政所管の項目に限る)(令和元年10月24日現在)
- 2 実施機関を略称で表示(厚労:厚生労働省、労働局:山形労働局)。  
\* 労働局において実施のものを藤色に色づけ。

項目 1 非正規雇用の処遇改善	
① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備	
(同一労働同一賃金の法整備)	
厚労	○平成30年4月6日第196回国会に法律案提出 平成30年6月29日成立 平成30年7月6日公布 ○平成30年8月30日から労働政策審議会にて省令・指針について審議中
(法改正の施行に当たって)	
厚労	周知の徹底と準備期間の確保の方針。説明会・セミナーの開催、相談体制の整備
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年11月～1月にパートタイム・有期雇用労働法及び同一労働同一賃金ガイドラインに関する「働き方改革関連法」説明会 県内4地域 合計 10回開催。参加事業場数 1417社、参加人数 2006人</li> <li>・令和元年7月にパートタイム・有期雇用労働法説明会 県内4地域 計5回開催 参加事業所数 614社、参加人数791人(周知案内事業場2,071社、周知依頼195団体)</li> <li>・山形働き方改革推進支援センター(平成30年4月～)において、改正法及びガイドラインに関するセミナー及び各商工会議所・商工会等での出張相談会を開催。常駐型専門家による相談対応、専門家派遣による個別訪問支援の実施。平成30年度 セミナー26回、出張相談会17件、専門家派遣 221件。平成31年度(9月末) セミナー43回、出張相談会106回、専門家派遣 25件</li> </ul>

山形労働局

## 項目1 非正規雇用の処遇改善

### ① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備

(同一労働同一賃金の法整備)	
厚労	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年9月8日に労働政策審議会に法案要綱を諮問し、9月15日に答申 対象となる法律：パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法</li> <li>○平成30年4月6日第196回国会に法律案提出 平成30年6月29日成立 平成30年7月6日公布</li> <li>○平成30年8月30日から労働政策審議会にて省令・指針について審議中</li> </ul>
(法改正の施行に当たって)	
厚労	周知の徹底と準備期間の確保の方針。説明会・セミナーの開催、相談体制の整備
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年11月～1月にパートタイム・有期雇用労働法及び同一労働同一賃金ガイドラインに関する「働き方改革関連法」説明会 県内4地域 合計 10回開催。参加事業場数 1417社、参加人数 2006人</li> <li>・令和元年7月にパートタイム・有期雇用労働法説明会 県内4地域 計5回開催 参加事業所数 614社、参加人数791人（周知案内事業場2,071社、周知依頼195団体）</li> <li>・山形働き方改革推進支援センター（平成30年4月～）において、改正法及びガイドラインに関するセミナー及び各商工会議所・商工会等での出張相談会を開催。常駐型専門家による相談対応、専門家派遣による個別訪問支援の実施。平成30年度 セミナー26回、出張相談会17件、専門家派遣 221件。平成31年度（9月末）セミナー43回、出張相談会106回、専門家派遣 25件</li> </ul>

### ② 非正規労働者の正社員化などキャリアアップの推進

(同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の待遇改善に向けた企業への支援)	
厚労	キャリアアップ助成金を活用して、非正規社員の正社員化、賃金引上げ、待遇制度の正規・非正規共通化等に対する助成を実施
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成金制度の周知と活用促進</li> <li>・山形労働局オール助成金説明会の開催（平成29年6月・平成30年6月・令和元年6月）</li> <li>・ハローワークによる管内金融機関支店の担当者を対象としたキャリアアップ助成金説明会（安定部）の開催（平成29年9月～10月）など</li> </ul>

<b>(無期転換ルールの円滑な適用)</b>	
労働局	<p>・平成30年4月の無期転換ルールの本格的施行に向け、企業向け周知として、①経済4団体・連合への無期転換ルール及びフリーダイヤルでの緊急ダイヤル設置（厚生労働省実施事業）の文書による周知協力依頼、②有期労働契約者が多い業種団体等（13団体）への無期転換ルール及び緊急ダイヤルの文書による周知協力依頼、③監督課と連携し各種会合時に資料配付、④労働局ホームページにバナー掲載。労働者に対する周知のため、①県・市町村広報紙への掲載依頼、②各市働く婦人の家及び男女共同参画センター、マザーズハローワーク、公民館・文化センター・スーパー等（20か所）への資料配置を文書で依頼、③山形新聞へのQ&amp;Aの掲載を実施。</p> <p>・無期転換ルールの本格的な適用から1年以上経過したため、緊急相談ダイヤルを廃止し、局及び総合労働相談コーナーに設置する「特別相談窓口」における相談対応の実施について、経済4団体・連合等・有期契約労働者が多い業種団体（13団体）・県・市町村に文書により周知。また、厚生労働省の委託事業である「労働契約法等解説セミナー」及びコンサルティング事業を労働局ホームページに掲載し、セミナーへの参加や利用促進を図った。</p>

## 項目2 賃金引上げと労働生産性の向上

### ③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

<b>(最低賃金の引上げ)</b>	
厚労	地域最低賃金の改定について、平成29年7月以降中央・地方の最低賃金審議会で審議
労働局	・山形県最低賃金審議会において、令和元年8月5日、27円引上げの1時間あたり790円で答申、同年10月1日発効。
<b>(最低賃金の引上げ支援)</b>	
厚労	最低賃金の引上げに向け、生産性向上のために設備投資を行う中小・小規模事業者に対する助成金である業務改善助成金制度の拡充
労働局	・業務改善助成金の利用拡大のため、6月に県内4か所で開催した「オール助成金説明会」（参加者数：397名）での説明・周知の他、7月に事業者団体、地方自治体、労働組合等（121か所）への周知依頼を実施。※交付決定件数/申請件数：4件/11件（前年度：15件/19件）
<b>(賃金・生産性向上に向けた支援)</b>	
厚労	・生産性向上要件を満たす場合の優遇助成の仕組みの導入、金融機関による事業性評価の活用する仕組みを設けた。円滑な実施に向け、全国において金融機関への説明会実施。生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度等を整備し生産性の向上、賃金アップ等を図った企業への助成制度「人事評価改善等助成金」の創設。平成29年4月1日～開始。
労働局	・山形県内の主な金融機関への説明会実施（平成31年4月23日）。助成金の周知と活用促進に向けた取組。

## 項目3 長時間労働の是正

### ④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入

<b>(時間外労働の上限規制)</b>	
厚労	平成30年7月6日に改正法公布。平成31年4月1日より順次施行
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年11月～1月に改正労働基準法等に関する「働き方改革関連法」説明会 県内4地域 合計 10回開催。参加事業場数1417社、参加人数 2006人（再掲）</li> <li>山形働き方改革推進支援センター（平成30年4月～）において、改正労働基準法に関するセミナー及び各商工会議所・商工会等での出張相談会を開催。常駐型専門家による相談対応、専門家派遣による個別訪問支援を実施。平成30年度 セミナー26回、出張相談会17件、専門家派遣 221件。平成31年度（9月末）セミナー43回、出張相談会106回、専門家派遣 25件（再掲）</li> </ul>
<b>(長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組み等)</b>	
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会を通じた取組</li> <li>学識経験者、荷主、トラック運送事業者、労使団体等から構成される協議会（以下「協議会」という。）を平成27年度に設置（山形労働局、東北運輸局山形運輸支局、山形県トラック協会が共同事務局）。平成28年度、平成29年度に荷主、運送事業者を対象集団とした長時間労働の抑制のためのパイロット事業（実証実験）を実施。平成30年度に当該事業の成果をまとめたガイドラインを策定し、協議会において同ガイドラインとパイロット事業の周知について議論。</li> <li>平成31年度は、トラック山形県協議会共同事務局が主体となり、荷主とトラック運送事業者を対象とした運転者の労働環境改善に向けた説明会を県内3か所（山形、庄内、置賜）で開催（190事業場が参加）。また、12月に協議会を開催し、荷待ち時間が特に長い輸送分野に係る議論を行う予定。</li> </ul>
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）の周知</li> <li>経営者団体、事業者団体へ傘下企業への周知依頼（平成29年10月）。</li> <li>県内の主な経営者団体、事業者団体への訪問要請、労働災害防止団体等関係団体への会員企業等へ周知依頼、山形県産業安全衛生大会における 資料配付（参加企業約460社）。</li> <li>令和元年度は6月に国、県の発注者会議においてガイドラインについて説明。また、7月に建設業関係労働時間削減推進委員会（山形労働局、東北地方整備局、建設業協会、経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、山形県県土整備部）を開催し、建設業者を対象とした労働時間等説明会の開催等について議論。第1回説明会を12月5日に開催予定。</li> </ul>
<b>(地域の実情に即した取組)</b>	
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得促進など休み方改革の推進</li> <li>ゴールデンウィーク、夏季、10月、年末年始における年次有給休暇取得促進のための取組。山形県、市町村、事業主団体（115団体）、労働組合（2団体）に周知依頼、各種広報誌及び労働局ホームページでの広報、「働き方・休み方改善コンサルタント」による相談支援の実施。</li> </ul>

## ⑤ 勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備

<b>(勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備)</b>	
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から新設された時間外等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）の活用による制度導入を促進。31年度より助成額の倍増が図られたため、さらなる活用促進に向け、6月に県内4地域で開催された「人財万歳 オールやまがた助成金説明会」において説明。年度当初に働き方・休み方改善コンサルタントによる、個別の企業及び社会保険労務士への訪問による利用勧奨を実施。</li> </ul>

## ⑥ 健康で働きやすい職場環境の整備

<b>(メンタルヘルス、パワーハラスメント防止対策の取組強化)</b>	
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過労死ゼロを目指す取組の強化</li> <li>平成31年4月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく産業医に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供など「産業医・産業保健機能の強化」の周知、啓発。</li> <li>ストレスチェックの適切な実施をはじめとするメンタルヘルス対策の推進について、周知・啓発。</li> </ul>
<b>(監督指導の徹底)</b>	
厚労・労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>全社的指導、企業名公表などによる法規制の執行の強化。36協定未締結事業場への監督指導の徹底、労働時間適正把握ガイドラインに基づく適正管理の徹底。</li> </ul>

## 項目4 柔軟な働き方がしやすい環境整備

### ⑦ 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

<b>(労務管理に関するガイドラインの刷新)</b>	
厚労	<p>テレワークの普及、労働時間制度の利用方法の明確化、長時間労働対策の強化の視点から、平成30年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定（「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改定）雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態（モバイル・サテライト）についても対応</p>
<b>(セキュリティに関するガイドラインの刷新)</b>	
厚労	ICT環境のセキュリティ対策の充実などのガイドラインの刷新
<b>(導入支援、利用促進)</b>	
-	国家戦略特区による導入企業への相談支援の実施
<b>(周知啓発)</b>	
労働局	<p>ガイドラインが策定されたため、平成30年4月に集中的な周知を事業主団体（168団体）、県・労働組合（2団体）を通じて実施5月に説明会を開催。参加事業場数 16社、参加人数 20人。</p>

## ⑧ 非雇用型テレワークガイドラインの刷新と働き手への導入支援

<b>(法的保護の中期的検討)</b>	
厚労	非雇用型テレワークなどの雇用類似の働き方に関する法的保護の必要性を含め検討
<b>(ガイドラインの改定)</b>	
厚労	クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で2017年度にガイドラインを改定し、周知
労働局	ガイドラインが改訂されたため、平成30年4月に集中的な周知を事業者団体、地方自治体、労働組合を通じて実施 5月に説明会を開催。
<b>(業界として守るべきルールの明確化)</b>	
厚労	クラウドソーシング等の仲介業者（プラットフォーム）について、2018年以降、最低限のルールを明確化
<b>(働き手への支援)</b>	
厚労	働き手向けのガイドブックを2017年度中に改定する。⇒ 「自営型テレワーカーのためのハンドブック」
労働局	「自営型テレワーカーのためのハンドブック」の周知を図る。

## ⑨ 副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定やモデル就業規則改定などの環境整備

<b>(ガイドラインの策定)</b>	
厚労	副業・兼業を普及させる観点から、そのメリットを示すと同時に、合理的理由なく制限できないことを明確にしつつ、企業が労働時間・健康をどのように管理するかガイドラインを2017年に策定
<b>(モデル就業規則の策定)</b>	
厚労	支障の生じる場合以外は副業・兼業を認める方向でのモデル就業規則の2017年度中の改定と周知 支障の生じる場合以外は副業・兼業を認める方向でのモデル就業規則の改定と周知
労働局	ガイドラインが策定されたため、平成30年4月に集中的な周知を事業主団体（168団体）、県・労働組合（2団体）を通じて実施 5月に説明会を開催。参加事業場数 16社、参加人数 20人。
<b>(複数の事業所で働く方の保護や兼業・副業の普及促進に関する制度検討)</b>	
厚労	雇用保険(適用)、社会保険、労災保険(給付額)の検討
<b>(副業・兼業を通じた創業・新事業の創出、人材確保)</b>	
厚労、他省庁	副業・兼業を通じた中小企業の人手不足対応の先進事例の周知・相談体制の充実 地域ブロック毎のモデル事例の創出

## 項目5 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、障害者就労の推進

## ⑩ 治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進

<b>(トライアングル型サポート体制の構築)</b>	
労働局	・山形県、主要病院及び事業者団体等による山形県地域両立支援チーム（平成29年8月30日設置）の構成団体と連携したネットワークの充実と効果的な周知を図っていく。

<b>(企業文化の抜本改革)</b>	
労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局、監督署において「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」について説明し、経営首脳を意識改革、事業場の制度改善等について周知・啓発。</li> <li>・治療と仕事の両立支援制度助成金（(独)労働者健康安全機構）の周知。</li> </ul>

## ⑪ 子育て・介護等と仕事の両立支援

<b>(介護・育児休業法等の改正)</b>	
厚労	・保育園に入れなかった場合等の育児休業期間の2年までの延長（平成29年10月1日施行）。雇用保険における支給期間の延長。
労働局	・平成29年10月1日施行。改正法について、周知。説明会の開催、監督署・安定所における周知、自治体公報や関係団体機関紙等を活用した周知。（依頼団体数、207団体等）県及び地域包括支援センターとの連携による制度の周知（センター職員に対し介護休業制度の研修を実施、平成30年9月参加42名）

## ⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

<b>(精神・発達障害者の就労支援の推進)</b>	
労働局	・精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施。精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催。

## 項目6 外国人材の受け入れ

### ⑬ 外国人材受け入れの環境整備 【他省庁の所管のため割愛】

## 項目7 女性・若者が活躍しやすい環境整備

### ⑭ 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実

<b>(学び直し講座の充実・多様化)</b>	
厚労	・リカレント、IT等の就業者増が見込まれる分野の講座、土日・夜間講座の増設。非正規を対象とした国家資格取得をめざす講座の拡充。
労働局	長期高度人材育成コース【公共訓練（委託訓練）】において介護福祉士養成及び保育士養成訓練を実施。
<b>(女性リカレント講座の増設等)</b>	
厚労	大学、企業との連携、託児サービス付訓練や保育士、看護師の職場復帰支援訓練（ハコトレ）の充実。
労働局	・県内における託児サービス付き訓練については一部実施済み。更なる拡大に向け、訓練実施機関に働きかけている。

## ⑮ パートタイム女性が就業調整を意識しない環境整備や正社員女性の復職など多様な女性活躍の推進

<b>(パートタイム女性が就業調整意識せずに働ける環境整備)</b>	
厚労	・短時間労働者への被用者保険の適用拡大は平成31年9月までに更なる検討を行う。
厚労	・就業調整の要因となっている企業の配偶者手当について、労使の真摯何より話し合いにより前向きな取り組みが行われるよう働きかけていく。
労働局	・事業主団体等への文書要請と山形労働局ホームページにて周知。
労働局	・女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業（令和元年9月末現在、えるぼし4社）、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てしやすい企業（令和元年9月末現在、くるみん46社）、若者雇用促進法に基づく若者が働きやすい企業（令和元年9月末現在、ユースエール12社）等の認定制度を活用し、働き方改革の好事例の横展開。
労働局	女性リーダー育成プログラム、役員候補段階のリーダー育成研修等についての情報提供 ・企業訪問等により、企業の経営トップ自らが女性の管理職登用など女性活躍の取組の機運を醸成するよう働きかけている。

## ⑯ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進

<b>(就職氷河期世代への支援)</b>	
労働局	・ハローワークへの「わかもの支援コーナー」設置による利用者ニーズに応じた専門的な支援の実施、山形県若者就職支援センター、地域若者サポートステーション（委託事業）との連携による、職業的自立支援の強化。就職氷河期世代に対する支援を令和2年度より拡充して実施予定。
<b>(高校中退者等への就労・自立支援)</b>	
労働局	・「山形県新卒者等人材確保推進本部会議」の中で離学者支援について協議。学校・関係機関と連携した離学者支援について周知・広報。山形県若者就職支援センター、地域若者サポートステーションとの連携強化。
<b>(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応)</b>	
厚労	職安法を改正し、全求人を対象に違反を繰り返す企業の求人を受理しないことを可能とする。令和2年に施行予定
労働局	・平成28年3月1日の若者雇用促進法施行により、労働関係法令違反を繰り返す企業の新卒求人を受理しないことが可能であるが、これが一般求人にも拡大される予定。そのため労働局、ハローワークにおいて各種機会を捉え、事業主や求職者に対する周知啓発を実施。
労働局	・高校、大学と連携し、生徒・学生への労働法令関係の講義を実施。学生向け面接会において、「知って役立つ労働法Q & A」の配布。



## 項目8 雇用吸収力の高い産業への転職・就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実

### ⑰ 転職、再就職者の採用機会拡大に向けた指針策定・受入れ企業支援と職業能力・職場情報の見える化

<b>(転職・再就職者の採用機会拡大のための指針の策定)</b>	
<b>(成長企業への転職支援)</b>	
厚労	拡充された労働移動支援助成金の活用により、成熟企業から成長企業に移動した労働者の賃金をアップさせた場合の支援の強化。賃金がダウンした早期再就職者については再就職手当による対応。
労働局	拡充された労働移動支援助成金の周知と活用促進（平成30年度 4件 1,300千円）

### ⑱ 給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備 （他省庁の取組のため創設）

## 項目9 高齢者の就業促進

### ⑲ 雇用継続延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援

<b>(継続雇用延長等の環境整備)</b>	
労働局	・65歳超雇用推進助成金等の支援制度を活用し高齢者の就業を促進。
<b>(マッチングによるキャリアチェンジの促進)</b>	
労働局	・ハローワーク山形及び酒田に設置している「生涯現役支援窓口」において、65歳以上の高齢求職者への支援を強化。
<b>(雇用ではない働き方の推進)</b>	
労働局	・委託事業「高齢者スキルアップ・就職促進事業」及び「高齢者活躍人材確保育成事業」等による多様な就業機会の提供。
<b>(高齢者の生活困窮を防ぐ就労機会の支援)</b>	
労働局	・自治体等と連携した「生活保護受給者等就労自立支援事業」により就労支援を実施。